

○西紋別地区環境衛生施設組合し尿処理施設設置条例

制定 昭和50年4月1日条例第14号

改正 平成24年3月26日条例第2号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の趣旨に基づき、この条例により、西紋別地区環境衛生施設組合し尿処理施設(以下「組合し尿処理施設」という。)を設置する。

(名称)

第2条 この組合し尿処理施設の名称は、次のとおりとする。

(1) 西紋別地区環境衛生センター

(位置)

第3条 この組合し尿処理施設の位置は、次のとおりとする。

(1) 興部町字秋里9番地の4

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月26日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。